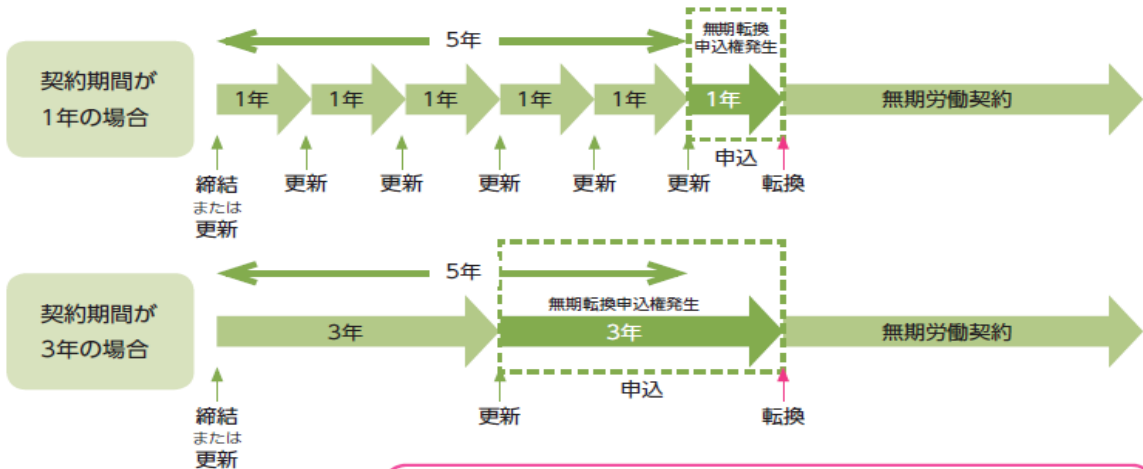


対応できていますか！？ 無期転換ルール

－無期転換ルールの対象企業とは？－

企業の規模にかかわらず、全ての企業が対象です。

※無期転換ルールとは、同一の利用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。（労働契約法第18条）



※平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が通算の対象

平成25年4月から1年ごとに更新されている有期社員は、平成30年4月から無期転換申込権が発生します。

無期転換ルールを活用したら・・・

意欲と能力のある労働者を
安定的に確保しやすくなった！
(企業の声)

安定的かつ意欲的に
働くことができる！
(労働者の声)

Q. 労働者から無期転換の申込みがありました。必ず無期転換をしなければならないのでしょうか。会社としてこれを拒否することは可能でしょうか？

A. 通算契約期間が5年を超える有期契約労働者が、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了するまでの間に無期転換の申込みをしたときは、使用者はこの申込みを承諾したものとみなされ、申込みの時点で、申込時の有期労働契約の契約期間が満了する日の翌日から労務が提供される始期が付された無期労働契約が成立しますので、会社は無期転換を拒否することはできません。（労働契約法第18条第1項）

【有期契約労働者の無期転換ポータルサイトのご案内】

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、Q & Aや無期転換後の受け皿の1つとなる多様な正社員の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています！
<https://muki.mhlw.go.jp/>



無期転換ポータルサイト

【無期転換ルール特別相談窓口を開設しています】

愛媛労働局 雇用環境・均等室

〒790-8538

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階

電話 089(935)5222